

答申第78号

答 申

1 審査会の結論

平成29年8月16日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月28日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年8月16日付けで次のとおり本件開示請求を行った。

津市が当事者となった民事訴訟において、平成29年8月10日に津地方裁判所で言い渡された判決の判決書正本又はその写し

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

津地方裁判所平成27年（ワ）第601号
損害賠償請求事件の判決書

(3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年8月28日付けで本件処分を行った。

原告の氏名、住所、被告の住所、原告の勤務する社名及び従業員の氏名（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第7条第2号（個人情報）に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。

(4) 審査請求人は、平成29年9月8日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

(1) 不開示とされた理由

審査請求に係る部分開示決定通知書では、本件不開示部分が、「条例第7条第2号（個人情報）に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。」とされている。

しかし、上記理由は、条例の解釈適用を誤っている。

(2) 不開示理由が不明確であること

まず、条例第7条第2号本文においては、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。」を不開示とする情報として定めている。これは、法令の読み方としては、①「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの」又は②「特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの」に該当すれば不開示情報となることになる。

しかるに、上記理由では、①又は②のいずれに該当するとして不開示にしているのか判然としない。

(3) 本件不開示部分は、条例第7条第2号アに該当すること

前記(2)の点を措いて、ともかく条例第7条第2号本文に該当するとして不開示としたようなのでその前提で述べるが、本件不開示部分は、条例第7条第2号アに該当するので、不開示とすることはできない。

本件不開示部分は、全て開示対象となる判決書に記載されている。そして、当該判決書は民事訴訟のものであって、民事訴訟の記録は「何人も」閲覧可能であり（民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「法」という。）第91条第1項）、当該訴訟記録には開示請求に係る判決書原本も綴られているのだから、結局、本件不開示部分は、「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（条例第7条第2号ア）に該当する。

なぜなら、一般に情報公開の開示事由として定められる「公にされている情報」とは、「現在、公知の事実である必要はないが、何人も知りうる状態に置かれている情報をいう」のだから（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕』77頁）、何人も閲覧し得る判決書（原本）に記載されている以上、これに該当することは明らかである。

もとより、かかる情報が開示されることは個人のプライバシーを侵害する可能性もあろうが、もともと公になっているのであるから、受忍限度内にとどまるものである（前掲81頁参照）。民事訴訟も多額の税金を費やして審理される公的手続である以上、その内容はパブリックであり、全人

民がその成果を共有できるのであって、私的事項だからと言って不開示にすることはできない。また、民事訴訟においても例外的に閲覧禁止の制度が設けられており（法第92条）、個人のプライバシー等への配慮はこの制度で担保されているのだから、当該制度による閲覧禁止となっていない以上は、全て公である。（もとより、同制度による閲覧禁止決定がなされているのであれば不開示もやむを得ないが、部分開示決定書から見る限り、そのような事情はなさそうである。）

現に、三重県の情報公開においては、三重県が当事者となった民事訴訟の判決書は全て開示されているとのことを付言する。

(4) 結論

以上のとおり、本件不開示決定は不当かつ違法なので、これを取り消し、開示を認めるべきである。

4 実施機関の不開示理由説明

本件処分において不開示とした原告の氏名、住所、被告の住所、原告の勤務する社名、従業員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものに該当することから、条例第7条第2号に該当する。

また、裁判所における裁判記録の閲覧は、閲覧を希望する事件の事件番号や当事者名を特定していなければ裁判所書記官によって閲覧を拒否され得るものであり、限定的な公開にとどまるものである。したがって、あらゆる場合でも閲覧できることとはされていない裁判記録は、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、津市が当事者となった民事訴訟における判決書のうち、原告の氏名、住所、被告の住所、原告の勤務する社名及び従業員の氏名を不開示とした処分の適否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号。）第8条第1項の規定により、審査請求人より提出された意見書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、実施機関より口頭による意見陳述を聴した上で、本件処分の妥当性について検討した。

(1) 審査請求人の意見

ア 津市長の弁明書（平成29年9月22日付け。以下「本弁明書」という。）は、裁判所における裁判記録の閲覧は、閲覧を希望する事件の事

件番号や当事者名を特定しなければ裁判所書記官によって閲覧を拒否され得るものであり、限定的な公開にとどまるので、条例第7条第2号アに該当しない旨主張する。

イ しかし、事件の特定をしなければ閲覧ができないのは手続の問題にすぎない。それは「閲覧を拒否される」のではなく、裁判所書記官にとって閲覧させるべき記録が不明なので閲覧させようがないだけのことである。「何人も知りうる状態」にあるとは異ならないので、理由がない。いかなる情報であってもアクセスするには対象を特定しなければならないのだから、対象を特定しないとアクセスできないことをもって公になっていないというなら、公の情報など存在しない。

なお、事件の特定は裁判所と事件番号さえあれば足りるので、訴訟記録の閲覧に当事者名の特定は不要である。

ウ もともと、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として立法時に想定されていたものは、登記簿に記載されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報等である。しかし、これらの登記簿の閲覧においても、不動産であれば地番等を、法人であれば所在地と名称等を特定しなければならないのであって、訴訟記録の閲覧と事情は異なる。このことからしても、本件弁明書の言い分は理由がなく、荒唐無稽なものである。

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の要旨

ア 条例第7条第2号本文の該当性について

原告の氏名、住所、被告の住所、原告の勤務する社名、従業員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものに該当することから、条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書アの非該当性について

裁判所における裁判記録の閲覧は、閲覧を希望する事件の事件番号や当事者名を特定していなければ裁判所書記官によって閲覧を拒否され得るものであり、限定的な公開にとどまるものである。したがって、あらゆる場合でも閲覧できることとはされていない裁判記録は、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

ウ 訴訟記録の閲覧制度及び公文書公開制度における情報伝播性の差異について

訴訟記録は、当事者及び利害関係人を除く第三者には、閲覧のみが認められており、謄写は認められていないが、公文書公開制度においては、何人もが公文書の写しの交付を受けることができるものである。つまり、訴訟記録は、関係者の個人情報に記載されていても、一般には閲覧のみが認められているものであるから、その伝播性は低いものであり、公文書公開の場合には、紙を媒介として広く世間に拡散されるおそれがあることから、プライバシー侵害の程度は非常に大きいもので、安易に公開すべきものではない。

エ 条例第8条の適用について

本件公文書は、本件不開示部分の個人情報を開示しなくとも十分に当該訴訟記録の内容が理解できるものであることから、何ら開示請求の趣旨が損なわれるものではない。

オ 三重県が当事者となる民事訴訟の判決書の情報公開対応状況について

三重県情報公開審査会答申第222号の例にあるように、三重県では、訴訟記録は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）第7条第2号ただし書イ「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると解されてはならず、公文書開示請求に際し、その記載内容に不開示情報が含まれている場合には、当該箇所を秘匿処理を行った上で公開されている。

(3) 当審査会の判断

ア 訴訟記録の閲覧手続について

民事訴訟に関する記録の閲覧等について規定する法第91条及び第92条によれば、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができ、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

しかし一方、訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること、又は、訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されていることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記

載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当事者に限定することができる」とされている。

また、訴訟記録の閲覧手続の細則を定めた「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」（平成9年8月20日総三第97号総務局長通達）によれば、閲覧等の申請においては、その訴訟番号及び当事者氏名によって閲覧を希望する訴訟記録を特定した上で、申請人資格、閲覧等の目的を記入させることが規定されている。そのため裁判所書記官は、訴訟記録が特定されない場合はもちろん、申請人資格、閲覧等の目的から判断して、明らかに閲覧請求権の濫用と認められる場合にも、閲覧を拒否することができる」と解されている。

このような諸規定からすれば、訴訟記録は、あらゆる場面において閲覧が可能となっているものとはいえない。

審査請求人は、裁判記録の閲覧制度は、不動産登記簿の閲覧制度と事情は変わらないと主張するが、不動産登記簿は「国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資する」目的のもと公開されているものであり、閲覧に際し、資格、理由等が求められることもなく、閲覧を拒否されることもない。したがって、裁判記録の閲覧制度と、不動産登記簿の閲覧制度とを同一視することはできない。

イ 訴訟記録中の個人情報の取扱いについて

法第91条及び第92条の規定によると、当事者が閲覧制限の申立てを行わない限り、民事事件の訴訟記録における関係者の個人情報は、第三者が閲覧可能な状態に置かれる。そして、閲覧制限の申立てが行われた場合でも、法第92条の規定によると、「当事者の私生活についての重大な秘密」などと要件が厳格であることから、閲覧制限が認められる場合は、限定的であると解される。

そうではあるものの、そのような個人情報を含む訴訟資料の情報を取得する方式として認められているのは閲覧のみであって、謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求は、当事者及び利害関係を疎明した第三者を除いては認められていない。この措置は、訴訟資料に記載された情報がみだりに拡散できないよう企図したものと解することができる。

さらに、最高裁判所をはじめ各裁判所は、重要な判例をインターネッ

ト上でも公表しているが、そのほとんどの場合において、訴訟記録中の訴訟当事者及び関係者の個人名を秘匿した上で公開している。このこともまた、裁判所が、何人もが訴訟記録を閲覧できるとしながらも、個人に関する情報については一定の配慮が必要であると認識していることを示しているといえる。

ウ 結論

以上を要するに、訴訟記録の閲覧手続においては、事件番号及び当事者名の特定が必要なだけでなく、閲覧等の申請人の資格や閲覧目的を記入しなければならない、その結果、場合によっては閲覧請求権の濫用として拒否されることがあること、また、何人も訴訟記録を閲覧できるとしながらも、謄写等については関係者のみに許可する措置がとられていること、そして、裁判所が関係者の個人情報に秘匿処理した上で、判例のインターネット公開をしている事実などに鑑みれば、訴訟記録が、条例第7条第2号ただし書ア「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するということとはできない。

裁判所による訴訟資料の閲覧等の手続との対比でみた場合、行政機関による情報公開制度は、実施機関が保有する文書を公開することにより、行政の透明性及び信頼性を確保するためのものであるが、当該制度下においては、閲覧だけでなく写しの交付等をも請求することが可能であり、しかも、取得した公文書の利用方法について特段の明示的な制約が設けられていない。すると、交付を受けた公文書の写しを、インターネット上で公開することもありえ、仮にそうした場合、紙や電磁記録等の媒体及びそこに含まれる個人情報が一たび世に出ることにより無制限に拡散されるおそれがある。そうなったとき、プライバシーの侵害は甚だしいものとなろう。

したがって、実施機関は、「個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とした条例第3条の趣旨を十分に尊重し、個人情報の保護と公開することによる公共の利益とを比較衡量し、個人のプライバシーが侵害されることのないよう最大限の配慮をすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 9月22日	諮問書の受付
平成29年11月16日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年12月26日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	石 田 美 穂
委 員	高 橋 秀 治